

改正

令和 2 年 3 月18日 告示第27号

つがる市未来プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業生産並びに加工及び販売の一体化並びに地域資源を活用した新たな産業創出等の 6 次産業化を推進するため、事業者に対するつがる市未来プロジェクト事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、つがる市産農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発又はその販売促進に係る 6 次産業化を推進すると見込まれる取組を実施する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 交付対象の事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

3 補助対象者に対して交付する補助金は、当該年度あたり各事業 1 団体 1 回とする。

(実施期間)

第 3 条 事業の実施期間は、交付決定の日から当該年度の 3 月31日までとする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次の各号を全て満たす民間事業者（以下「事業実施主体」という。）とする。

(1) つがる市食産業ネットワーク会員であること。

(2) 市税等を滞納していないこと。

(申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、必要に応じて、規則第 5 条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 補助金の交付申請日において、申請者及び参加者の市税等の滞納がないことを確認できる書類

(2) 事業経費に係る見積書

(3) 事業内容を証する資料

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、規則第12条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長へ報告しなければならない。

(1) 支払を証する書類の写し

(2) 事業の実施状況を証する成果品、写真等

(3) その他事業実績の参考となる資料

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月18日 告示第27号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事業	対象経費	補助率
1 県外での商談会、販売会への出展 （つがる市食産業ネットワークが指定する商談会、販売会に限る。） （当該年度につき1団体1回に限る。）	会場までの1名分の旅費 （複数名で旅行する場合に限る。）	旅費の額、支給方法等については、つがる市一般職の職員の例による。
2 ソフト支援事業	新商品開発に要する経費 宣伝・広告等に要する経費 ラベルデザイン作成に要する経費 販路拡大に要する経費等	対象経費の1／2以内 （ただし、1,000円未満の端数は切捨てとする。1団体あたりの限度額を100,000円とする。）